

○「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長及び水産庁長官連名通知)の一部改正(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規格及び基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア 別表第1 (飼料関係)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 飼料一般の製造の方法の基準 (成分規格等省令別表第1の1の(2))</p> <p>a 飼料の有害物質については、<u>成分規格等省令別表第1の1の(1)のセ及びソ並びに「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)</u>の基準を超えることのないよう、</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規格及び基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア 別表第1 (飼料関係)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 飼料一般の製造の方法の基準 (成分規格等省令別表第1の1の(2))</p> <p>a 飼料の有害物質については、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)、「<u>ゼアラレノンの検出について</u>」(平成14年3月25日付け13生畜第7269号農林水産省生産局畜産部</p>

原材料等の飼料に留意するものとする。

また、飼料が病原微生物に汚染されることのないよう、飼料の製造管理を行うものとする。

b～e (略)

(ウ)～(オ) (略)

(カ) 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格(成分規格等省令別表第1の3の(1))

a 別表第1の3の(1)のアでは、落花生油かすのアフラトキシンB₁の含有量の限度が1 mg/kgとされている。なお、アフラトキシンB₁の定量法として、A法、B法が併記されているが、A法は、比較的簡易に実施し得るものであり、B法は、分光けい光デンストメーター利用により、一定の数値を求め得る方法である。

b (略)

(キ)・(ク) (略)

イ (略)

(4)

3～7 (略)

第3～第5 (略)

別記様式第1号～別記様式第5号 (略)

飼料課長通知）及び「飼料中のデオキシニバレノールについて」（平成14年7月5日付け14生畜第2267号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知）の基準を超えることのないよう、原材料等の飼料に留意するものとする。

また、飼料が病原微生物に汚染されることのないよう、飼料の製造管理を行うものとする。

b～e (略)

(ウ)～(オ) (略)

(カ) 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格(成分規格等省令別表第1の3の(1))

a 別表第1の3の(1)のアでは、落花生油かすのアフラトキシンB₁の含有量の限度が1 ppmとされている。なお、アフラトキシンB₁の定量法として、A法、B法が併記されているが、A法は、比較的簡易に実施し得るものであり、B法は、分光けい光デンストメーター利用により、一定の数値を求め得る方法である。

b (略)

(キ)・(ク) (略)

イ (略)

(4)

3～7 (略)

第3～第5 (略)

別記様式第1号～別記様式第5号 (略)

別記様式第 6 号

特定飼料検定合格証の添付方法に関する承認申請書に係る当該特定飼料の検定結果等通知について

(略)

記

当該特定飼料の保管場所及びロット番号	検定数量	検定月日	検 定 結 果 (アフラトキシン B ₁ 含量)				合格証発行番号	その他必要な事項
			0.25 mg/kg 以下	0.25 ~ 0.5 mg/kg	0.5 ~ 1 mg/kg	1 mg/kg 以上		

別記様式第 7 号

特定飼料の検定結果通知書

別記様式第 6 号

特定飼料検定合格証の添付方法に関する承認申請書に係る当該特定飼料の検定結果等通知について

(略)

記

当該特定飼料の保管場所及びロット番号	検定数量	検定月日	検 定 結 果				合格証発行番号	その他必要な事項
			0.25ppm 以下	0.25 ~ 0.5ppm	0.5 ~ 1.0ppm	1.0ppm 以上		

別記様式第 7 号

特定飼料の検定結果通知書

(略)

記

1 (略)

2 検定結果

ロット番号	合格又は不合格	アフラトキシン B ₁ 含量 (<u>mg/kg</u>)

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 8 号

特定飼料の検定実施状況報告書

(略)

記

(略)

記

1 (略)

2 検定結果

ロット番号	合格又は不合格	アフラトキシン B ₁ 含量 (<u>ppm</u>)

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 8 号

特定飼料の検定実施状況報告書

(略)

記

①～⑩ (略)		(略)
⑪ 検 定 結 果	0.25 <u>mg/kg</u> 以下	
	0.25 ～ 0.5 <u>mg/kg</u>	
	0.5 ～ <u>1 mg/kg</u>	
	<u>1 mg/kg</u>	
⑫・⑬ (略)		

(注) 1・2 (略)

3 ⑪の検定結果は、アフラトキシン B₁ の含有量が 1 mg/kg 以下の場合にはその該当欄に○印を記入し、1 mg/kg 以上の場合には、その含有量を記入すること。

4～6 (略)

①～⑩ (略)		(略)
⑪ 検 定 結 果	0.25 <u>ppm</u> 以下	
	0.25 ～ 0.5 <u>ppm</u>	
	0.5 ～ <u>1.0ppm</u>	
	<u>1.0ppm</u>	
⑫・⑬ (略)		

(注) 1・2 (略)

3 ⑪の検定結果は、アフラトキシン B₁ の含有量が 1.0ppm 以下の場合にはその該当欄に○印を記入し、1.0ppm 以上の場合には、その含有量を記入すること。

4～6 (略)